

令和 7 年 第 4 回真狩村議会定例会会議録

○開会及び閉会

開会 令和 7 年 12 月 11 日 午前 10 時 15 分

閉会 令和 7 年 12 月 11 日 午後 2 時 34 分

○出席議員 (8 名)

1 番	大 平 慎一郎	2 番	大 町 徹
3 番	安 藤 義 明	4 番	佐々木 義 光
5 番	向 井 忠 幸	6 番	福 田 恵 子
7 番	陰 能 裕 一	8 番	佐 伯 秀 範

○欠席議員 (0 名)

○出席説明員

村 長	岩 原 清 一	副村長	長 船 敏 行
教育長	齊 藤 信 之	総務課長	松 枝 主 範
企画情報課長	野 村 稔	住民課長	秋 山 秀 敏
税務課長	北 野 一 志	産業課長	谷 口 泰 之
建設課長	工 藤 秀 三	会計管理者	加 藤 久 靖
保育所長	藤 本 篤	教育次長	高 橋 和 義
農業委員会事務局長		代表監査委員	藤 澤 祐 二
谷 口	安		

○出席議会事務局職員

事務局長 馬渕 拓哉 書記 森 妙子

○議事日程

1 会議録署名議員の指名について

2 会期の決定について

3 行政報告

4 教育行政報告

5 一般質問

6 認定第 1 号 令和 6 年度 真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第 2 号 令和 6 年度 真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認定第3号 令和6年度 真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第4号 令和6年度 真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第5号 令和6年度 真狩村簡易水道事業会計決算の認定について
認定第6号 令和6年度 真狩村公共下水道事業会計決算の認定について
決算特別委員長報告
- 7 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて
(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第8号))
- 8 同意第1号 真狩村教育委員会教育長の任命について
- 9 議案第1号 真狩村議會議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 10 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 11 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 12 議案第4号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 13 議案第5号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 14 議案第6号 真狩村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 15 議案第7号 土壤改良資材製造施設の指定管理者の指定について
- 16 議案第8号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第9号)
- 17 議案第9号 令和7年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 18 議案第10号 令和7年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 19 議案第11号 令和7年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第3号)
- 20 議案第12号 令和7年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第2号)
- 21 閉会中の所管事務調査の申出について

議事の経過			
日程	発言者	発言	
10：15 開会	議長 (佐伯秀範)	ただいまの出席議員数は、8人です。 定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第4回真狩村議会定例会を開会します。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。	
日程1	〃	日程 1 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番 大平慎一郎君及び、4番 佐々木義光君を指名します。	
日程2	〃	日程 2 会期の決定についてを議題とします。 本定例会の会期は、本日から12月12日までの2日間にしたいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)	
	〃	異議なしと認めます。 したがって会期は、本日から12月12日までの2日間に決定しました。	
	〃	諸般の報告を行います。 第1に、本定例会に村長から別冊のとおり提出がありしたので、お手元に配布しております。 次に、真狩村監査委員から、令和7年9月分、10月分の例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配布しております。10月に実施した定例監査の結果報告がありましたので、お手元に配布しております。 次に、総務産業常任委員長から委員会所管事務調査の報告がありましたので、お手元に配布しております。 次に、議員の派遣について、別紙のとおり議員を派遣したので、報告します。 次に、本定例会に出席を求めた者及び、説明員として出席通知がありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配布しております。	
日程3	〃	日程 3 行政報告を行います。	

議事の経過		
日程	発言者	発言
	村長 (岩原清一)	<p>これを許します。</p> <p>村長 岩原清一君</p> <p>令和7年第4回真狩村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中、御出席を賜り、本定例会が開催されますことに対して厚くお礼を申し上げます。</p> <p>それでは、第3回定例村議会以降における諸般の行政について御報告を申し上げます。</p> <p>○農畜産物の生産状況について お手元の資料を御覧ください。</p> <p>本年は、猛暑による干ばつとなり、馬鈴薯は小玉で推移し、大根は、『首割れ』、『虫害』等の発生が多く、正品率も前年度よりやや低くなりました。</p> <p>基幹作物の収量等につきましては、男爵・キタアカリ・きたかむいの3品種ともに、平年よりも2L比率が低くなり、収量は減収となりましたが、価格については高値となっております。</p> <p>人参・大根は、大雨と高温により障害が多く、また、消費地で9月下旬になっても30℃を超える残暑が続いたことで消費が進まず、人参の生産量は低下しましたが、価格は上昇いたしました。</p> <p>てん菜は、順調に生育し、収量は平年並みとなりましたが、糖分は平均16.1%と平年よりやや低い産糖量となっております。</p> <p>小麦は、日照時間が長かったこと、適期に収穫でき、大きな倒伏も無かったことから、平年並みとなっております。</p> <p>小豆は、晴れの日が多く暖かい日が続いたことから、収量は平年並みとなりました。</p> <p>食用ゆり根は、平年より小玉傾向となり、全体量も少なくなりましたが、品質についてはさびやあんこ症がやや少なく、販売環境は良い状況となっております。</p> <p>生乳は昨年の猛暑の影響による分娩時期のずれが生じ、伸び率は縮小傾向にあるものの、前年を上回って推移している状況となっております。個体販売では、黒毛の相場については、2ヶ月連続で前月を上回る上昇傾向となっており、初妊牛の相場は強含みで、来月も1月～3月分娩の牛が出回りの中心となり、相場は今月並みの取引が想定されています。</p> <p>農家の皆様には、今年の猛暑による農作物等への影響や、農業資材の価格高騰に加え、燃料や電気代の高止まりによる経費の増嵩など、大変</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>厳しい状況が続いておりますが、1年の御労苦に対しまして、深く敬意を表します。</p> <p>○鳥獣対策について</p> <p>本年の真狩村における鳥獣対策については、11月27日現在で、エゾシカは221頭を捕獲し、73頭増加しており、率にして約1.5倍となりました。また、アライグマについては、昨年度実績より189頭増の316頭を捕獲しております、約1.7倍となりました。ヒグマについては、令和2年度以降捕獲の実績はありませんでしたが、先月に2頭を捕獲することができました。</p> <p>本年は、人里に出没するヒグマが多くなり、北海道内でも10月時点ですで約1,000頭近くのヒグマを捕獲しております、今後も人身事故等が懸念されております。これは、ヒグマが生息する山に実るはずのドングリ等の食料が極端に不足したことといわれており、真狩村においてもヒグマが食料を求め頻繁に出没するようになったと考えられております。</p> <p>エゾシカ等の農作物被害は電気柵設置や箱罠設置、猟友会によるエゾシカ捕獲活動の強化により成果を上げたものの、被害額はやや増となりました。</p> <p>今後も基幹産業である農業被害対策と村民の安心安全のため、猟友会・駐在所・地域住民・近隣町村と情報連携を図り、鳥獣被害対策を進めていかなければならぬと考えております。</p> <p>○令和6年度後志広域連合各会計の決算概要について お手元の資料を御覧ください。</p> <p>令和6年度各会計決算については、去る11月25日に第2回後志広域連合議会定例会が開催され、承認されております。</p> <p>各会計の決算概要について説明いたしますが、決算額等については千円単位とさせていただきます。</p> <p>一般会計の決算額は、歳入総額1億9,341万8千円、歳出総額1億9,033万4千円で、歳入歳出の差引額は308万4千円となりました。</p> <p>歳入の各町村からの負担金は、1億531万9千円で、そのうち本村分は466万1千円となりました。</p> <p>主要な事務である滞納整理事務では、捜査回数14回、預貯金・給与・財産の差押件数は74件で、徴収額は2,532万円、徴収率は57.46%がありました。</p> <p>また、本村分については、3件40万3千円の引受額に対して、100%</p>

議事の経過			
日程	発言者	発言	
		<p>の徴収率になっております。</p> <p>国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額 68 億 2,445 万 1 千円、歳出総額 67 億 1,596 万 2 千円で、歳入歳出の差引額は、1 億 848 万 9 千円となりました。</p> <p>歳入の各町村からの保険税である分賦金は 20 億 6,661 万 1 千円で、そのうち本村分は 1 億 1,628 万 1 千円となりました。</p> <p>歳出の保険給付費は、被保険者の通院件数や日数の減少による影響で前年度より 1 億 1,756 万 6 千円減額の 41 億 8,351 万 9 千円となりました。</p> <p>介護保険事業特別会計の決算額は、歳入総額 67 億 5,689 万 5 千円、歳出総額 65 億 7,086 万 6 千円で、歳入歳出の差引額は、1 億 8,602 万 9 千円となりました。</p> <p>歳入の保険料は 11 億 1,546 万 3 千円で、収納率は 99.6%となりました。そのうち本村分は 4,519 万 4 千円で、徴収率は 99.9%となっております。</p> <p>歳出の介護給付費は、53 億 7,404 万円で、居宅及び施設入所に係るサービス等への支出等が前年度より増額となりました。</p> <p>介護保険第 1 号被保険者数は、令和 7 年 3 月末で 17,195 人と前年度より 216 人減少し、要介護・要支援認定者については、年間で 32 人減少し、令和 7 年 3 月末で、真狩村の 151 人を含む 3,631 人が認定を受けました。</p> <p>今後も広域化のメリットを最大限に生かし、最小の経費で最大の効果を上げるよう、効率的効果的な行政運営に期待をするものであります。</p> <p>今定例会には、専決処分による承認 1 件、人事案件 1 件、条例の改正 6 件、指定管理者の指定 1 件、令和 7 年度一般会計、特別会計及び事業会計の補正予算 5 件の計 12 件の議案等を提案させていただいておりますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。</p>	
	議長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。（なし）</p>	
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>	

議事の経過		
日程	発言者	発言
日程 4	議長 (佐伯秀範) 〃	<p>これで、行政報告は終わりました。</p> <p>日程 4</p> <p>教育行政報告を行います。</p> <p>これを許します。</p> <p>教育長 齊藤信之君</p>
	教育長 (齊藤信之)	<p>令和7年第4回真狩村議会定例会の開催にあたり、前回御報告以降の教育行政について御報告いたします。</p> <p>はじめに、学校教育について申し上げます。</p> <p>感染力の強い新たな変異株の出現により、例年より速いペースでインフルエンザが流行しています。俱知安保健所管内においては注意報が発令されていますが、本村でも各校種において罹患による出席停止が報告されており、中学校では1学級を学級閉鎖といたしました。今後も基本的な感染予防に努めると共に、状況に応じた適切な措置を講じてまいります。</p> <p>日頃の学習成果の発表の場である学習発表会、学校祭が成功裏に終わりました。やり遂げた子どもたちは、協力して一つのものを作り上げる喜びを感じるとともに、集団への所属感や連帯感を深めることができました。</p> <p>小中一貫教育に係る報告を2点申し上げます。</p> <p>1点目は、小学校5・6年生と中学校生による「第2回真狩村いじめゼロ子どもサミット」の開催についてです。いじめ根絶を考えるこのサミットでは、真狩高等学校を含めた児童生徒から150点の応募があった「いじめゼロほっこりメッセージ」の審査結果の発表に引き続き、グループに分かれて「いじめをなくするために自分たちにできること」について意見を出し合い、その概要をグループごとに発表しました。中学生の親切で温かな進行により、小学生も積極的に話合いに参加でき、終始活発なグループ協議がなされ、いじめ問題に真剣に向き合う子どもたちの姿が見られました。</p> <p>2点目は、「子ども主体の学び」への転換を図るべく、教師の授業力向上と子どもたちの学びに向かう姿勢及び、学び方を育てることを狙いに小中が一体となって取り組んでいる授業研究についてです。「主体的に学ぶ子どもの育成～授業者の見取りと介入を重点に据えて～」を研究主題とした小中合同公開研究会を開催し、村内はもとより近隣町村からの参</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>加者も交えた中でグループ協議を行い、これから時代に求められる資質・能力育成のための授業改善について研さんを深めました。</p> <p>中高生の活躍について報告いたします。</p> <p>中学校女子バドミントン部が新人選手権大会後志大会において、個人の部で優勝、団体の部でも準優勝し、後志代表決定戦においても、それぞれ勝利を收め、帯広市で開催される全道大会へ出場することとなりました。</p> <p>また、同じく女子バレー部についても秋季選手権大会において真狩村・蘭越町の合同チームが優勝し、芦別市で開催される全道大会へ出場します。</p> <p>高等学校では、第76回日本学校農業クラブ全国大会において、有機農業コースの2・3年生が出場した全3種目で優秀賞を受賞しました。3種目の入賞は、コース開設以来初めてとなる快挙であり、新聞にも大きく取り上げられました。また、環境省等が主催する全国ユース環境活動発表大会北海道大会においても本校での有機農業の取組が最優秀賞を受賞し、全国大会へ出場することとなっております。</p> <p>また、野菜製菓コースでは「北海道米スイーツコンテスト」に2チームが参加し、全35チームの中から、準大賞と審査員特別賞を受賞しています。</p> <p>次に、社会教育について報告いたします。</p> <p>高齢者学級「桂大学」は、7月から5回の講座を実施しました。スマホ詐欺など消費者トラブルに係る学習や北海道立近代美術館の視察、災害への備え、ものづくり、自宅でできるマッサージ講座等、暮らしや安全・健康に係る幅広い分野についての学びの機会を延べ34名の方々に提供することができました。</p> <p>第2回学校運営協議会の開催にあたっては、前期自己評価書をもとに上半期の学校運営状況について報告がなされ、評価結果の理由、改善策等についての説明を受けました。</p> <p>また、学校支援ボランティアについての協議が行われ、喫緊のスキーレarningの他、各種活動でのボランティア募集については教育委員会が窓口となって取組を進めることができました。</p> <p>真狩村子どもたちの読書活動推進委員会主催による「真狩村読書推進月間2025」が展開され、子ども映画上映会や読書まつり等が行われ、子どもたちが日々に本に触れ、楽しむ姿が随所に見られていました。運営サポーターとして中学生や高校生の参加もあり、初めてとなる高校生に</p>

議事の経過			
日程	発言者	発言	
		<p>よる読み聞かせも行われました。</p> <p>以上、教育行政報告とさせていただきます。</p> <p>今後も、真狩村議会をはじめ、地域住民、教職員各位の御理解と御協力を賜り教育行政を推進してまいりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。</p>	
	議長 (佐伯秀範)	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>	
	"	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>	
	"	<p>これで、教育行政報告は終わりました。</p>	
日程 5	"	<p>日程 5</p> <p>一般質問を行います。</p> <p>順番に発言を許します。</p> <p>3 番 安藤義明君</p>	
3 番 (安藤義明)		<p>通告に従い、御質問させていただきます。</p> <p>真狩村の防災対策についてということであります。</p> <p>近年、日本のみならず、地球規模で異常気象が起こる中、我が真狩村においては、比較的自然災害の少ない所といわれております。</p> <p>しかしながら、いつどこで起こるかわからないのが災害です。そのための真狩村における防災計画や災害対策、住民対応のあり方などについてお伺いいたします。</p>	
	議長 (佐伯秀範)	<p>答弁 岩原村長</p>	
	村長 (岩原清一)	<p>それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。</p> <p>先日の8日、北海道三陸沖地震が発生し、後発地震注意情報が続いている状況でございます。真狩村では、被害はありませんでしたが、記憶に新しいところでは、胆振東部地震の際、ブラックアウトが24時間あまり続き、村民の皆様も恐怖を感じたことだと思っております。</p> <p>村の防災計画については、防災関係機関が自然災害や事故災害から住</p>	

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>民の生命、財産を守るため万全を期すことを定めております。計画の推進には、住民自らの安全を守る「自助」、お互いに助け合う「共助」、村や道など行政機関が行う「公助」により実施されなければならないと思っております。</p> <p>災害対策の目的は、災害の発生又は拡大を未然に防止することであり、災害に備えることが重要となります。</p> <p>そのためにも村では、住民の皆様に、3日から1週間程度の食料及び飲料水の備蓄に努めるようお願いし、事前の避難所の確認や、災害時における行動すべきか、防災意識の高揚に努めているところでございます。</p> <p>本年度は、ふれあいの集いで防災食の試食や調理体験のほかに、真狩小学校においても、防災教室を開催し、段ボールベッドの設置や防災食の作り方などを体験学習をしながら、災害時に協力する大切さを子どもたちに教えております。</p> <p>また、毎年職員に対して、災害発生の際の対応について周知をしておりますが、今後は、非常配備体制の基準を理解し、各々の役割を確認するための訓練も実施していきたいと考えております。</p>
議長 (佐伯秀範)		安藤義明君
3番 (安藤義明)		<p>村の防災計画、災害対策を推し進めていくには、自助・共助・公助の合わさることが大事であり、各種集会等で防災食の実演や、小学校での防災教室を開催し、防災の意識向上を図っていると聞きました。</p> <p>まずは、公助の部分でちょっと備蓄品についてお伺いいたします。村にも食料品や飲料水、発電機11台、またストーブ15台等が備わっていると思いますが、では、ガソリン、軽油、灯油などの燃料はどうでしょうか。この寒い中、消防法の絡みや、多くの量は備蓄できないと思いますけれども、先ほども言ってました、以前のブラックアウトのときには、ニセコ、蘭越のスタンドに多くの車や人が並んだと聞いています。そこで現在のところ、地元のガソリンスタンドや村の対応はどのようにになっているかお聞かせ願いたいと思います。</p>
議長 (佐伯秀範)		答弁 岩原村長
村長 (岩原清一)		昨年の能登半島地震において、避難所における食料品や飲料水等の備蓄が不足した上、スーパーとコンビニも被災して、調達が困難であったことから、家庭においても備蓄の重要性が指摘されております。

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>村で調査は実施はしておりませんが、北海道の調査によりますと、備蓄意識の調査では、備蓄をしていると答えた方は 55.5%、3 日以上と答えた方については、69.7%に上り、約 4 割の家庭で 3 日以上の備蓄をしていることが分かりました。今後においては、各家庭における備蓄の重要性について、広報等を利用して周知を図りたいと思っております。</p> <p>また、食料品の備蓄については、議員のお話のとおり、3 年から 5 年ほどで賞味期限が切れるということでございますが、ふれあいの集いや防災教室で配布しながら、今後も各集会等を利用して、学習、それから体験をさせていきたいというふうに考えております。</p> <p>また燃料について、ブラックアウトの際に、避難所や診療所などの対応施設などの発電は、最重要課題となりました。災害時には各施設の照明や暖房、インフラの確保、特に上下水道の利用など、また災害対応する車両・重機への燃料補給を継続できるか、ガソリンスタンドと協力が必要となってきます。</p> <p>現在、村にある 2 か所のガソリンスタンドとは優先的に供給してもらうなど、協力体系は構築しておりますが、今後は明確に協定の締結に向けて検討していきたいというふうに思っております。</p>
議長 (佐伯秀範)		安藤義明君
3 番 (安藤義明)		<p>スタンド等の燃料等については協定を結び、村に何かあったときには優先的に供給してもらえるという協定を結んでいきたいということはわかりました。</p> <p>また、非常食の面では、2 千食あまりたぶん用意してあると思います。ただ、その使い道ということで、先ほども言ってましたいろんな学校とか集会でのその備蓄品の食料を使って、集会のときに配って試したということもお聞きしました。ではその食料品のたぶん 2 千食とかありますけれども、その消費期限の確認はできているとは思いますが、消費期限に近づいた食料品とかはどうしているのか。また、ある自治体ではその消費期限が来たために大量廃棄するという自治体もあったようですが、その辺について、真狩村では今後どのように、先ほども言っていた集会で配るほかに余る、その消費期限間近なものをどう対応していくのか、その辺についてお伺いしたいと思います。</p>
議長 (佐伯秀範)		答弁 岩原村長

議事の経過		
日程	発言者	発言
	村長 (岩原清一)	<p>今議員が言われたとおり、賞味期限が近くなったものについては、イベント、それから学校等で体験学習といいますか、食べていただいたら、そういうようなことをしていることでございますが、全食出るわけではございません。中には消費期限が切れているものも、切れる間際のものも出るかというふうに思います。無駄にしないというのが、今フードロスの関係でもありますので、できるだけこういうものについて、住民の方に触れ合ってもらう、非常食ってどういうものなのか、どういうふうに調理するのかということをやるのに、期限前にできるだけ多くの方にそういうものを食べていただく、消費していただくようなことを努めていきたいというふうに思っております。</p> <p>そういう意味で、無駄がないように今後とも努めていきたい。今まで多少廃棄していた部分もあったのですが、今度は議員さんの協力も得ながら、議員さんにも非常食についてどのようなものかという理解を深めてもらう意味も含めて、協力を得ながら、また住民の方にも広くその趣旨を知っていただいて防災意識を高めていくものに使っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
	議長 (佐伯秀範) 3番 (安藤義明)	<p>安藤義明君</p> <p>先ほども答弁の中で言われておりましたけれども、一昨昨日の地震により、ただいま後発地震の注意情報も流れております。防災無線でも、このたび村民の方にその備えをしてくださいという呼び掛けも掛けておりました。これも大変重要なことだと思います。村民自らがやはり、先ほど55%の備えと言っておりますけれども、最近では災害などがあったときには、家屋に崩壊等の危険がない場合は自宅で避難していただくという流れにもなっております。そのためにやっぱり個人でそういう備蓄をするといのも、やっぱり村だけではなく、それが大事だと思いますので、これからも村としてどのくらいの方が、道は55%ぐらいと言ってましたけれども、村でもどのくらいの方が備蓄しているのか、その辺を押さえていきながら、またそういうことを備蓄していない人のために、村がどういうようにアプローチしていくのか、またその辺のことも今後考えていくほししいなと思います。</p> <p>また、学校のみならず、村民自らのみんなの防災意識を高めるために、学校だけで避難訓練をやるのではなく、やはり村民全員ができるというのは、なかなか難しいですけれども、そのために避難訓練が、村の防災の日などに、できれば村全体で避難訓練ができるように、そういう様々</p>

議事の経過			
日程	発言者	発言	
		<p>いろいろな村づくりというか、政策を行っていってほしいなと思います。このたび、地震とかそういう災害だけでなく、泊の原発の許可みたいなものも出ましたし、これからいろいろな災害に対して、村としても積極的にいろんな施策をとっていってほしいと思いますので、その辺についてもう一度お伺いいたします。</p>	
	議長 (佐伯秀範)	<p>答弁 岩原村長</p>	
	村長 (岩原清一)	<p>それでは、ただいまの御指摘でございますが、確かに備蓄の調査はしておりません。できれば少し調査のほうも検討していきたいなというふうに思います。今いろいろなところで地震が、数年に1回大きな地震が発生している中で、住民の方々もそういう備蓄といいますか、防災グッズ等の購入は進んでいるのかなというふうに思っておりますが、実際問題どれだけあるのかというものについて把握はちょっとできません。大変申し訳ないかなというふうに思っておりますが、備蓄されている方については備蓄していただいて、今備蓄されていない方に対しまして、村としてそういう意味も含めまして、食料の備蓄をしているところでございます。必ずしも全部間に合う、いつまでのことになるか分らないということで、十分間に合う部分がないということで、個人的な備蓄もお願いしながら、そういうようなことを進めていきたい。防災意識を高めていきたいというふうに思っております。</p> <p>また、訓練のことでございますが、今自衛隊のほうから、小学生とかを対象に避難訓練のお手伝いをしてくれるというようなお話をございますので、そういった意味で子どもの教育、防災教育のために進めていきたいなというふうに考えているところでございます。それから村全体になりますと、ちょっとやった方がいいという結論になるのですが、今泊原発の関係で、うち以外の近隣町村はやっているのですけれども、なかなか反発もあるらしいのです。それでどの程度するのかというのは非常に、反発というのは、そんな面倒くさいことしたくないというような意味だと思います。そんなこと俺はしなくていいんだという人もいるようでございますし、だんだんだんだんそういう方向に向かえるように、村としても一つ一つやっていきたいというふうに思います。いきなりということにはならないと思いますが、少しずつやっていきたいというふうに思いますし、独居老人とか要援護者というのですか、そういうような方については重点的に地域の助けが必要になってきますので、そういった意味も含めて進めていかないといけないかなというふうに思</p>	

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>っておりますので、今後そういうような方向でやっていきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願ひします。</p> <p>(安藤議員「終わります。」)</p>
	議長 (佐伯秀範)	<p>これで、安藤義明君の一般質問を終わります。</p> <p>7番 陰能裕一君</p>
	7番 (陰能裕一)	<p>通告に従い、一般質問をさせていただきたいと思います。</p> <p>地方自治体間の事務運営につきましては、現在、羊蹄山ろく消防組合や羊蹄山麓環境衛生組合のような一部事務組合と、後志広域連合での税務、国保及び介護保険等の事務処理について行われているものと理解しております。また、本村の連携といたしましては、俱知安町の火葬場について、お願ひをしているところでもございます。</p> <p>こうした連携をあらゆる角度で積み重ねていくことが、将来また来るであろう町村合併に向けての一助となるものと私は理解するところでございます。</p> <p>今期、私が参加させていただいております羊蹄山麓町村議会正副議長会におかれましても、このことについて活発な議論がなされているところでございます。</p> <p>今回は、こうした自治体間の広域連携についての村長の基本的な立場と、今後の考え方についてお伺いしたいと思います。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
	議長 (佐伯秀範)	答弁 岩原村長
	村長 (岩原清一)	<p>それではただいまの御質問でございますが、議員の御指摘のとおり、村では現在、広域的な取組として、地方自治法第284条で定める同一の事務を共同処理するため、一部事務組合を組織して羊蹄山ろく消防組合、羊蹄山麓環境衛生組合、後志教育研修センター組合をそれぞれ組織しております。</p> <p>また、地方自治法第291条の2による多角的な事務処理を通じて広域的な行政目的を達成するというようなことで、後志広域連合にも加入をしているところでございます。そこで国民健康保険、介護保険、税の滞納整理など後志16町村で事務事業の合理化・効率化に努めているところであります。</p> <p>その他、火葬場については俱知安町との協定により、俱知安斎場を利</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>用することとしております。また、生活一般ごみについては、直営処理施設を廃止し、全て民間事業者にその処理を委託しているところでもあります。</p> <p>今後村では、人口構造の変化やインフラの老朽化等の様々な問題・課題に対応していかなければなりません。こうした変化に持続的な形で、村民の生活を支えていくために、周辺町村とそれぞれの強みを生かし、資源を融通し合い、行政の枠を超えた広域連携が必要になると考へているところでございます。</p> <p>現在、後志広域連合において、こうした広域連携に対する模索が始まっています。広大な面積となる後志管内を、また町村間のこの距離を含め事務事業が大変見つけにくい状況になっていることも、一方であります。</p> <p>しかしながら、これからもあきらめることなく広域連携については、管内町村と調査検討を進めながら、議員の皆さんとも御意見を交わしながら進めてまいりたいというふうに思っております。</p>
議長 (佐伯秀範)	陰能裕一君	
7番 (陰能裕一)		<p>ただいまの答弁の中では、一部事務組合、広域連合のほか、火葬場ですとか、あるいはごみ処理の関係、ちょっと話はずれるかもしれませんのが、そういう中で事務の効率化を図っているという答弁を頂戴しました。行政の枠を越えて広域連携が必要であって、広域連合の中でもその模索をしているところではあるけれども、なかなか面積が広くその範囲も広いので、なかなか見つけにくいという答弁を頂戴したというふうに理解しております。</p> <p>平成の大合併におきまして、この地域の事情で合併を選ばなかったと、大きく重い判断をして今のこの形があるものだというふうに理解させていただいたところでございます。</p> <p>正副議長会の議論におきましても、その当時の反省ですとか、あるいは将来といいましても、おそらくは当時も盛んに議論が出ていた強制合併といいますか、当然望まなかつた上で今現在あるわけですから、あるとするならば、将来の何十年先かわかりませんが、行政の効率化の果てにはそういうことも出てくるかもしれないという中で、いわば研究をしている、正副議長会のリーダーシップの下に、研究をしているという状況でありますて、広域連携の機運が上がっているとかそういうことではない、今研究をしている、勉強させていただいているという現状と私は</p>

議事の経過			
日程	発言者	発言	
		<p>理解してございます。</p> <p>その中で昨今、議論の中では、昨今の葬儀の形態変化によりまして、火葬場の話がものすごく好例として挙げられるのでございます。でも、これも当時の互いの町村の事情がたまたま一致してうまくいったというだけの話として、先ほど村長の答弁にもございましたように、やっぱり狙ってやっていけるものでない、見つけにくいものだと、こういった手をつなぐ、連携できる範囲とか分野とか、形態だとかというのはなかなか狙ってやっていけるものではないというふうに考えてございます。</p> <p>必要な発明の母という例えが適當かどうかわかりませんが、こういった連携の必要性というのは、村長はじめ職員の皆さんのが地域の事情に向き合った行政、お仕事をしていく中で、同様にお仕事をされている各町村の担当者等々と仲良く接していく中で、胸襟を開いて話し合う中、そういう機会を増やしていく中、そういうのに適応するものが、たとえ一つでも出してくれればいいのではないかなど。スタートというのはこういったところからスタートしていく話なのではないか。それだけ一つ一つの行政課題について突合していくてもなかなか難しい話ではないか。でも、やはり必要なことではないのかなというふうに思っております。</p> <p>そこで、先ほど申し上げたとおり、特別な機会を設けるとは言いませんが、皆様の日常の業務の中で、こうした意識付け、行政の効率化全般に対する意識付けの中で、その選択肢の中で、ひょっとしたらどこか同じ悩みを持っているところがないのかなとか、そういう意識付けが必要なのではないのかなと。一言で言ってしまうと、町村の職員仲良くしながら、課題を共有して取り組んでいくのも一案かなと、突き詰めていくとこれに尽きると思うのですが、改めましてこういったことについて村長の考えをもう一度お伺いいたします。</p>	
	議長 (佐伯秀範)	答弁 岩原村長	
	村長 (岩原清一)	<p>それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。</p> <p>陰能議員が心配しております、これから財政、それから人口減少、それから少子高齢化とか、いろいろな課題が、うちみたいな小規模な自治体には重くのしかかって、将来に対する不安になっているということだと思います。</p> <p>合併が良いか悪いかというのは、それぞれだと思いますが、基本的に北海道の場合、やはり距離感がありすぎるというのが最大の、前回の平成の合併のときにうまくいかなかったことなのかなというふうに思って</p>	

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>おります。近隣の町村を見ましても、後志は1本も合併はなかったのですが、近隣の町村を見ますと、やはりなかなか思うように、合併債10年の期限ももう切れて、北見なんかはかなり厳しい状況になっているのかなというふうに思いますが、これは結果論でございますから、うまくいっているところはうまくいってるのだろうと思いますが、必ずしも国が言った、合併する方が幸せになれるというようなことではなかったのかなというふうに思っております。</p> <p>そういう意味で火葬場、それからプールもそうでございますし、要は各町村が持っている資源を共有し合う、使い合うというようなことは、山麓ぐらいの距離感だとできることだと思っておりますし、今まだちょっと計画段階ですが、サイクリングロードの話も出てきており、羊蹄山を山麓5か町村になるのですけれども、羊蹄山を持っている町村同士でうまくできないかということで、今国の環境省の中でも検討されているというふうに思っております。</p> <p>そういう意味で、いろいろな観光産業、それから教育、そういう意味で協力し合うことにつきましては、私も議員と同じように大賛成をしているところでございます。これは必要性もございますが、やはりお互い有効に施設を使うということだというふうに考えておりますので、これにつきましてはある程度各町村間の中でうまくいけるかなというふうに思っております。</p> <p>また先ほど言いましたように、確かに各町村の担当者、それから職員の中で、なかなか今はちょっと便利すぎて、顔を合わせることがなくなってきた、メールだとか電話だとか、そんなので終わってしまうようなところがございます。そういう意味で、6村の会というのが数年前から真狩村も入って作りまして、その中でいろいろな講演会、それから講習会、小さい村が集まっているので、1回に人を集めることができないので、講習をするにしても、みんなでお金を出して、6村の職員を呼んで1か所でやる。それから研修会についても調査研究、いろいろな意味で、この間はふるさと納税の関係だったと思いますが、担当者が寄り合って先進地のほうを視察するとかというようなことも進めているところでございます。私たちみたいな上の、上のというのはちょっと適当ないですけれども、レベルだけでなく、小さいところがお互い話し合うことが、何かあったときに「これどうしたの」とか「この事業どうしたの」と、今回の臨時交付金なんか特にそうですね。「どういうことをするの」なんていうふうに聞けると、お互いいろいろなアイディアの出し合いになっていいのかなというふうにも思っております。</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
	議長 (佐伯秀範) 7番 (陰能裕一)	<p>そういう意味で、そういうことはどしどしこれからも続けていきたい。6村に限らず、後志、それから山麓、それから北海道の中で、そういうようなことにどんどん職員を出して勉強させていきたいなというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>陰能裕一君</p> <p>ただいまの答弁の中では、やはり適度な距離感という、その連携等をしていく中でもそういうものが大事というかネックというか、一つの課題になっているのかなということをいただきました。あとは、施設ばかりでなくその資源の共有、山麓の資源の共有ということでサイクリングロードのような建物とかではないものについて、また違った角度で連携してやっていきたいというような話も頂戴しました。</p> <p>とあるところでちょっとお話をさせていただくこともあるのですが、何せ今の村長方を見ていると、なかなか仲が良いと、それはどうしてかというと、やはり今の首長さんというのは行政職から上がってきた方が、出身の方が多いということで、若い頃からなにがしかのくくりの研修だとか、団体の会合だとか、そういう中で、村長の答弁にも一部ありましたけれども、顔を合わせてきた方が紆余曲折あって今首長として活躍されていると、そこがベースになっているというのは非常に大きいのかなという話を以前どこかでさせていただいたことがございます。</p> <p>ただ、村長の答弁の中でちょっと意外だったのは、やはり私ども昭和の世代はそれで良かったのかかもしれません、今の世代ではなかなか技術が進みまして、そうやって顔を突き合わせて何かするとか、ディベートするとか、そういう機会が少なくなってきたているのかなと。6村の会という、答弁の中にもありました、いろんな形の中でそういうこともやっていきたいという答弁も頂戴いたしました。やはり、本当に技術の進化ということで、顔を突き合わせる、アナログというのは一步間違えるとそこで何々ハラスメントというようなことにもなってしまうのかもしれません、やはり顔を突き合わせた中で、一堂に会して同じ空気を吸うとか、同じ話を聞くとか、そういうことも町村長の間でも大事ですけれども、職員さん方も今現在がそういうことであれば、昔戻りにするとは言いませんが、といった形の中で胸襟を開けるような環境とか、そういうのを作つてあげるのも一つの手なのかなというふうに思います。そういうものの一つ一つが、そのことそのものは無駄かもしれませんが、大いなる無駄ということもございます。そういうことの一</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
		部から行政の効率化の一つのヒントが得られるかもしれません。どうか そういった点にも今後とも御配慮いただくようお願いしまして、改めて お言葉をいただきまして、私の質問をこれで終わりにします。よろしく お願いします。
	議長 (佐伯秀範)	答弁 岩原村長
	村長 (岩原清一)	ただいまの御意見についてでございますが、確かに今、後志町村会は 非常に雰囲気が良いといいますか、そういうことで何かと言い合ったり することができるような環境でございます。これは、議員が御指摘のと おり、やはり昔なじみも中にはありますし、やはり同じ世代だったというよ うなこともございまして、役場職員当時に苦労したことが大体皆さん同 じ共通点で持っているということが話しやすい環境になっているのかな というふうに私も思っております。そういった中で、一時下火になると いうか、そういうことがあまりよろしくないというような話もございま したけれども、そういうような場面が少なくなるということが、非常に 良いことだとは私も議員と同じように思っておりません。ですから、少 しでもいろんなところに出て、いろんな人と対面で話をして、その中で 自己を相手に認めてもらって、相手を自分も認めるというような、そ ういうような関係を作らないと、これから長くいろいろな立場になってい く中で、難しいのかなというか、必要なことではないかなというふうに私 も思っております。そういった意味で言いますと、研修だとかそういう 勉強会だとか、そういうような機会を、そういう環境をこれから地域の 職員の方と、地域の近隣の町村の方と一緒に進めていきたいというふう に思っておりますので、そのような方向になるよう私も努力していくた いと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。 (陰能議員「終わります。」)
11：13	議長 (佐伯秀範) 〃	これで陰能裕一君の一般質問を終わります。 ここで休憩といたします。 11時30分まで休憩といたします。
11：30	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。 一般質問を続けます。

議事の経過			
日程	発言者	発言	
	2番 (大町徹)	<p>2番 大町徹君</p> <p>通告書に従い、一般質問をさせていただきます。</p> <p>真狩村放課後児童クラブについて、村長に質問します。</p> <p>以前、放課後児童クラブを土曜日の開所日を第1、第3と固定化することで、働きながら子育てをする家庭にとって休日の勤務調整がしやすくなり、非常に心強い改善であったと感じています。</p> <p>現状の課題として、平日の利用時間が18時までとなっており、近隣町村で働く家庭は定時である17時45分に仕事を終えた場合、通勤時間の都合上18時までのお迎えが間に合わず、現行制度での利用が難しいと声が挙がっています。</p> <p>18時以降の延長保育は、学童保育支援員の人数や勤務時間の問題などの理由から難しいと私は考えます。真狩村放課後児童クラブにおける帰宅方法の見直しを提案したいと思います。</p> <p>現在、真狩村放課後児童クラブでは「保護者が迎えに来ること」が原則となっていますが、通常の登下校時は郊外の児童はスクールバスで、市街地の児童は徒歩で行っており、小学校生活の多くは自立した行動が前提となっています。</p> <p>そこで、市街地の児童のみ対応となりますが、徒歩帰宅を希望する家庭には「事前登録制度」を導入し、児童が複数人で帰宅する「集団下校」の仕組みを設けることはできないか。</p> <p>上級生が下級生を見守ることで、子どもの自立心や責任感、助け合いの心を育てる教育的価値も高いと考えています。</p> <p>こうした現状を踏まえ、真狩村放課後児童クラブでの平日利用時間の対応について、村長に伺います。お願いします。</p>	
	議長 (佐伯秀範) 村長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>それではただいまの御質問でございますが、真狩村放課後児童クラブは、保護者等の就労等により、昼間家庭において児童を十分に保護することができない小学生に対して、放課後の安心・安全な生活の場を提供し、その健全な育成を図るとともに、保護者への支援することを目的として設置・運営されているものでございます。</p> <p>帰宅方法の見直しということでの御提案につきましては、保護者の皆様の就労状況や送迎の御負担を踏まえると、そのお気持ちちは十分理解するところですが、放課後児童クラブは児童福祉法に基づき子どもの安全</p>	

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>と健全育成を目的とする事業であり、児童の安全確保が第一という観点から慎重な検討を要すると考えております。</p> <p>国の定める「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」及び、「放課後児童クラブ運営指針」でも、来所及び帰宅時の安全確保が示されており、子どもの来所や帰宅の状況について保護者との連絡をもとに確実に把握し、帰宅時に迎えがある場合には、基本的にいつ誰が迎えに来るかを事前に確認する必要があるとされ、村においてもこれらに準ずる形で事業を行っております。</p> <p>事前登録制度や同意書によって一定の整理は可能と考えますが、万が一の事態が発生した際、その法的責任を完全に免れるものではなく、本村の冬期間の状況、地域における状況などを総合的に勘案しますと、低学年を中心に子どもだけでの帰宅を一律に認めるることは、現時点では難しいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	議長 (佐伯秀範)	大町徹君
2番	(大町徹)	<p>ありがとうございます。</p> <p>確かに安全面への配慮について理解しました。</p> <p>それでは、その上で、安全性を確保した上で代替案として、まっかり保育所の利用は可能でしょうか。学童保育支援員が責任を持って移動に付き添い、まっかり保育所へ移動し、18時以降は保育園のホール等をお借りして待機し、保護者の皆様にお迎えに来ていただく運用方法は可能でしょうか。これにより、お迎え時間が遅くなる場合でも、安心して安全にお子様を保護者へ引き渡すことが可能となると考えます。利用児童のほとんどがまっかり保育所の卒園生で、環境にも慣れているため、子どもたちにとっても安心して過ごせる場所になると思います。時間外の対応のみまっかり保育所を利用することは可能でしょうか。</p> <p>よろしくお願ひします。</p>
	議長 (佐伯秀範)	答弁 岩原村長
村長 (岩原清一)		<p>それでは、ただいまの御質問でございますが、保育所でその後児童を見守ることができないかとの質問でございますが、制度上、放課後児童クラブと保育所はそれぞれ異なる目的・運営基準に基づく事業であり、対象年齢や職員配置、万が一の際の保険適用の範囲などに違いがあります。実施するとなれば、両方の運営や設備基準等を満たす必要があり、</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
	議長 (佐伯秀範) 2番 (大町徹)	<p>これらにより現行制度の下で受け入れをしていくことは、現時点では困難であると判断しております。</p> <p>今後におきましても、他の自治体の事例や国の動向を注視しながら、事業の運営を進めてまいりたいと思っております。</p> <p>大町徹君</p> <p>保育所利用について、答弁ありがとうございます。</p> <p>対象年齢の違いだとか、設備基準の違い等で、利用することが難しいということを理解しました。</p> <p>保育所を使えたらかなりうまく利用できればいいのかなと考えましたが、なかなか難しいということで、これからも子どもたちが安全に過ごせる環境づくりと、保護者が安心して働き続けられる体制づくりは、これから地域の子育て世代にとって重要な課題であると考えます。今回の提案に限らず、今後も柔軟な対応で継続的に進めていってもらえばと思います。</p> <p>何らかのこの放課後に対する対応等をこれからも考えていいってもらいたいと思いますので、何かできそうなことがあれば、よろしくお願ひします。</p>
	議長 (佐伯秀範) 村長 (岩原清一)	<p>答弁 岩原村長</p> <p>それでは、ただいまの御質問でございますが、議員がおっしゃるとおり、働く御家庭を支援することは、決して諦めるところはないというふうに思っております。サービスの拡充につまして、限られた資源の中でやっているわけでございますが、そういった今現状でそういうような問い合わせはないというふうに聞いております。そういった中で、もし今後そういうような部分にございましても、できるだけ村としては支援をしていきたいという気持ちはございますが、やはりこれにつきましてはいろいろな場所の問題、それから人材の問題、それからお金の問題もございましょう。今後とも地域の実情に合った形で子育ての支援のあり方については検討し続けて、地域の活力を損なうことがないよう、子どもたちの健やかな成長を支える環境づくりには、これからも努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>(大町議員「終わります。」)</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
日程 6	議長 (佐伯秀範)	<p>これで大町徹君の一般質問を終わります。</p> <p>以上で、一般質問を終わります。</p> <p>日程 6</p> <p>認定第1号 令和6年度真狩村一般会計歳入歳出決算の認定について 認定第2号 令和6年度真狩村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第3号 令和6年度真狩村国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第4号 令和6年度真狩村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 認定第5号 令和6年度真狩村簡易水道事業会計決算の認定について 認定第6号 令和6年度真狩村公共下水道事業会計決算の認定について</p> <p>を一括して議題とします。</p> <p>認定第1号から認定第6号までについては、令和7年第3回真狩村議会定例会において決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていましたので、決算特別委員長の安藤義明君より報告を求めます。</p> <p>安藤義明君</p>
	決算特別委員長 (安藤義明)	<p>それでは、決算特別委員会の審査報告をさせていただきます。</p> <p>令和7年第3回真狩村議会定例会において決算特別委員会に付託された、認定第1号 令和6年度真狩村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号 令和6年度真狩村公共下水道事業会計決算の認定についてまでの6件の事件について、11月25日から26日の2日間にわたり決算特別委員会を開催し審査しましたので、その審査結果を報告いたします。</p> <p>決算特別委員会に付託された事件、認定第1号 令和6年度真狩村一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号 令和6年度真狩村公共下水道事業会計決算の認定についてまでは、この6件は、慎重な審査の結果、委員会審査報告書のとおり全て認定するべきものと決定したことを、会議規則第77条の規定により報告いたします。</p>
	議長 (佐伯秀範)	<p>ただいま委員長報告が終わりましたが、本案については質疑及び討論を省略し採決したいと思いますが、御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
	議長 (佐伯秀範)	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって本案については、質疑及び討論を省略し採決することに決定しました。</p>
	"	<p>これから認定第1号から認定第6号までについてを一括して採決します。</p> <p>この決算に対する委員長の報告は「認定」とするものです。</p> <p>この決算は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	"	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、認定第1号から認定第6号までについては、認定することに決定しました。</p>
日程7	"	<p>日程 7</p> <p>承認第1号 専決処分の承認を求めるについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第8号))を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副村長 (長船敏行)	<p>承認第1号 専決処分の承認を求めるについて</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。</p> <p>令和7年12月11日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p>
		<p>次のページをお開きください。専決処分書となっております。令和7年11月25日に専決処分をいたしました。</p> <p>次のページ以降より、専決処分した補正予算につきまして説明いたします。</p>
		<p>令和7年度真狩村一般会計補正予算(第8号)</p> <p>令和7年度真狩村一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 343 万 3 千円とする。</p> <p>第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>令和 7 年 11 月 25 日専決 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、7 ページをお開きください。</p> <p>2 款、1 項、5 目、7 節 報償費、自治功労者弔慰金 10 万円の追加です。真狩村自治功労者 金丸勝男さんが 11 月 24 日にお亡くなりになりましたので、真狩村表彰条例の規定により御遺族に弔慰金を贈呈いたしました。</p> <p>歳出合計、補正前の額 30 億 333 万 3 千円、補正額 10 万円の追加、補正後の額 30 億 343 万 3 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6 ページを御覧ください。</p> <p>19 款、1 項、1 目、1 節 前年度繰越金 10 万円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加いたしました。今回の補正によって前年度繰越金の留保財源は、1,446 万 9 千円となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額 30 億 333 万 3 千円、補正額 10 万円の追加、補正後の額 30 億 343 万 3 千円となるものです。</p> <p>以上、御承認のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	議長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	"	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	"	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	"	これから承認第 1 号 専決処分の承認を求ることについて(令和 7

議事の経過		
日程	発言者	発言
		年度 真狩村一般会計補正予算(第8号)を採決します。 お諮りします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (異議なし)
	議長 (佐伯秀範)	異議なしと認めます。 承認第1号 専決処分の承認を求めるについて(令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第8号))、承認することに決定しました。
日程8	〃	日程 8 同意第1号 真狩村教育委員会教育長の任命についてを議題とします。
11:49	〃	齊藤信之君の退場を求めます。
齊藤教育長退場	〃	提案理由の説明を求めます。 村長 岩原清一君
	村長 (岩原清一)	同意第1号 真狩村教育委員会教育長の任命について 真狩村教育委員会教育長に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。 記 住所 真狩村字緑岡 22番地24 氏名 齊藤信之 生年月日 昭和37年10月9日生 令和7年12月11日提出 真狩村長 岩原清一
		提案理由といたしましては、今齊藤教育長につきましては、1期目をやっていたいているわけですが、来年の1月10日に任期を満了するということで、今回再任の同意を提案をさせていただいております。 齊藤信之さんにつきましては、議員の皆さんも十分分かっているかと思いますが、今一度ちょっと御紹介をさせていただきたいと思います。 齊藤信之さんは、昭和60年3月に大学を卒業後、同4月に真狩村御保内小学校のほうに赴任をいたしました。それを皮切りに各近藤小学校の校長、それから平成27年から真狩小学校の校長としても再び真狩の地を踏んでおります。それから最後には岩内東小学校の校長として退職

議事の経過		
日程	発言者	発言
		をされております。その間、後志小中学校教頭会会长、それから後志小中学校校長校長会会长という要職にも就かれて活躍をされていた方でございます。皆さんも御存じのとおり、教育長は非常に温厚な人柄と優れたリーダーシップを發揮される方でございます。知識経験とも非常に豊富であると同時に、村民の方々からも厚い人望を持たれる誠実な方でございます。年齢も63歳ということで、まだまだこれからも引き続き教育長として真狩村の教育行政を引っ張っていただき、御活躍をいただけると考えております。このたび、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議員の皆様の御同意をお願いしたいというふうに思っておりますので、御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願ひいたします。
	議長 (佐伯秀範)	ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。 質疑はありませんか。(なし)
	"	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
	"	これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
	"	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
	"	これから同意第1号 真狩村教育委員会教育長の任命についてを採決します。 お諮りします。本案は、これに同意することに御異議ありませんか。(異議なし)
	"	異議なしと認めます。 同意第1号 真狩村教育委員会教育長の任命については、同意することに決定しました。
11:53 齊藤教育 長入場	"	休憩します。

議事の経過		
日程	発言者	発言
11:54 日程9	議長 (佐伯秀範) 〃	休憩を解き、会議を再開します。 日程 9 議案第1号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副村長 (長船敏行)	議案第1号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正について 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和7年12月11日提出 真狩村長 岩原清一
	議長	<p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、最後のページをお開きください。</p> <p>このたびの条例改正は、令和7年人事院勧告に準じて行うもので、2条建の改正条文となっており、期末手当の支給に関する条項の改定となっています。</p> <p>第1条関係では、第4条第2項において、議会議員の期末手当を0.05か月引き上げ、年間支給月数を4.6か月から4.65か月とするもので、この引上げ月数の調整については、12月支給分で行う改定となります。</p> <p>第2条関係では、第4条第2項において、第1条で説明した支給率について、来年度から6月と12月の支給率を同じ割合にするための改定となります。</p> <p>附則として、第1条では、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。第2項では、第1条の規定による改正後の条例の規定は、12月支給の期末手当の支給基準日である令和7年12月1日から適用する。</p> <p>第2条では、改正前の条例により既に支給された期末手当は、改正後の条例で支給される期末手当の内払いとみなすことを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行いま</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
	(佐伯秀範)	す。 質疑はありませんか。(なし) 〃 質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。 〃 これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし) 〃 討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 〃 これから議案第1号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし) 〃 異議なしと認めます。 議案第1号 真狩村議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。
11:57	〃	ここで昼食のため、休憩といたします。 午後は1時30分より再開いたしますので、時間までに議場にお集まりください。
13:30	〃	休憩を解き、会議を再開いたします。
日程10	〃	日程 10 議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
	副村長 (長船敏行)	議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議事の経過			
日程	発言者	発言	
		<p>特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和7年12月11日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、最後のページをお開きください。</p> <p>この条例改正も令和7年人事院勧告に準じて行うもので、2条建の改正条文となっており、期末手当の支給に関する条項の改定となっています。</p> <p>第1条、第2条関係は、第3条の2第1項を改正するものとなっており、改正内容につきましては、議案第1号と同様の改正理由及び改正内容、そして施行日などとなっておりますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>	
	議長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>	
	"	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>	
	"	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>	
	"	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>	
	"	<p>これから議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>	
	"	<p>異議なしと認めます。</p>	

議事の経過		
日程	発言者	発言
日程 11	議長 (佐伯秀範)	<p>議案第2号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程 11 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君</p>
	副村長 (長船敏行)	<p>議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正について 職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。 令和7年12月11日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。 この条例改正も令和7年人事院勧告に準じて行うもので、2条建の改正条文となっており、行政職給料表及び期末・勤勉手当や通勤手当、そして宿日直手当の支給に関する条項の改定となっています。</p> <p>第1条関係では、第9条の3第2項第2号において、通勤手当の支給額を距離区分ウから2ページのスまで200円から7,100円までの幅で引き上げる改定となります。</p> <p>第13条第1項及び第2項において、宿日直手当の支給額を1回につき300円引き上げ4,700円に、常直的な宿日直は、月額1,500円引き上げ、23,500円にするための改定となります。</p> <p>第17条第2項及び第3項、そして第17条の2第2項において、職員の期末・勤勉手当の合計の年間支給月数を0.05か月引き上げ、4.6か月から4.65か月に、また、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の期末・勤勉手当の合計の年間支給月数を0.05か月引き上げ2.4か月から2.45か月にするものです。また、この引上げ月数の調整については、12月支給分で行う改定となります。</p> <p>別表第1の給料表に関しては、3ページから8ページに記載しておりますが、大卒の初任給を5.5%の12,000円、高卒を6.5%の12,300円引き上げ、若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に全俸給表を引き上げる改定がされ、1級5.2%、2級4.2%、全体3.3%の引上げとなっています。</p>

議事の経過			
日程	発言者	発言	
		<p>9 ページをお開きください。</p> <p>第 2 条関係では、第 9 条の 3 第 2 項第 2 号において、通勤手当の支給額を 10 ページの距離区分セからナまで 65 km 以上から 100 km 以上までを新設し、42,200 円から 66,400 円までの支給額を定める改定となります。</p> <p>第 17 条第 2 項及び第 3 項、そして 11 ページの第 17 条の 2 第 2 項において、第 1 条で説明した職員と定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の期末・勤勉手当の支給率を来年度から 6 月と 12 月の支給率を同じ割合にするための改定となります。</p> <p>附則として、第 1 条では、この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。12 ページの第 2 項では、第 1 条関係の行政職給料表や通勤手当、宿日直手当の支給額の改正については、令和 7 年 4 月 1 日に遡及して適用する。</p> <p>第 2 条では、改正前の条例により既に支給された給与は、改正後の条例で支給される給与の内払いとみなすことを規定しております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>	
	議長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>	
	"	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>	
	"	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>	
	"	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>	
	"	<p>これから議案第 3 号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>	
	"	<p>異議なしと認めます。</p>	

議事の経過		
日程	発言者	発言
日程 12	議長 (佐伯秀範)	<p>議案第3号 職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程 12</p> <p>議案第4号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副村長 (長船敏行)	<p>議案第4号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和7年12月11日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p>
		<p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、1ページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、児童虐待対応の強化を図るため、保育所、放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業等に従事する職員等による虐待についての通告義務が創設されたことにより本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>第25条は、通告義務が創設されたことにより児童虐待等の定義を規定している児童福祉法第33条の10に項目番号が追加されたため改正するものです。</p> <p>第43条第4項、2ページの第5号、第6号は、錯誤により引用法令との条項ずれが生じていることから第5項、第6項に訂正するものです。</p> <p>附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	議長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
	議長 (佐伯秀範)	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p> <p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第4号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号 真狩村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
日程13	副村長 (長船敏行)	<p>日程 13</p> <p>議案第5号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>議案第5号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和7年12月11日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料の1ページをお開きください。</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>改正理由につきましては、議案第4号と同様に児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴う部分及び、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことにより本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>第13条は、議案第4号の第25条と同じ理由により改定するものです。</p> <p>第18条第2項は、新たに母子健康法に基づく乳幼児健診が追加されたことに伴い、それらが行われた場合、家庭的保育事業者等が利用乳幼児の健康診査の全部又は一部を行わないことができる規定に改めるものです。</p> <p>附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	議長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	"	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	"	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	"	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	"	<p>これから議案第5号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	"	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第5号 真狩村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
日程14	"	日程 14

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>議案第6号 真狩村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副村長 (長船敏行)	<p>議案第6号 真狩村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について</p> <p>真狩村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正する。</p> <p>令和7年12月11日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p>
		<p>次のページは改正本文となっており、参考資料の新旧対照表により説明させていただきますので、参考資料の1ページをお開きください。</p> <p>改正理由につきましては、議案第4号と同様に児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例について所要の改正を行うものです。</p> <p>第13条は、議案第4号の第25条と同じ理由により改定するものです。</p> <p>附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	議長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	"	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	"	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	"	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	"	<p>これから議案第6号 真狩村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>んか。 (異議なし)</p> <p>議長 (佐伯秀範)</p> <p>異議なしと認めます。 議案第6号 真狩村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。</p>
日程 15	〃	<p>日程 15</p> <p>議案第7号 土壤改良資材製造施設の指定管理者の指定についてを議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>副村長 (長船敏行)</p> <p>議案第7号 土壤改良資材製造施設の指定管理者の指定について 下記のとおり、指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>令和7年12月11日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>指定管理者に管理を行わせようとする公の施設 土壤改良資材製造施設 場所につきましては、真狩村字富里81番地 指定管理者となる者の名称 虻田郡俱知安町南1条東2丁目5番地2 ようてい農業協同組合 代表理事組合長 金子辰四郎 指定の期間 令和8年2月1日から令和13年1月31日まででございます。</p> <p>土壤改良資材製造施設につきましては、地域の農業生産者が排出する農業生産廃棄物に含まれる有用有機物を適正に処理し、かつ有用に利用することにより資源循環型社会の推進に寄与し、もって地域農業の持続的な発展等を図ることを目的に、JA ようていに関係する構成10か町村が共同で所有する施設であります。施設整備に向けてJA ようていに管理委託するという確約書も交わしながら平成18年度より、JA ようていが指定管理者として、施設の管理運営を行ってきたところでありま</p>

議事の経過			
日程	発言者	発言	
		<p>す。</p> <p>指定期間が、令和8年1月31日終了することから、11月21日に指定管理者選定委員会を開催し、公募によらない指定管理者の選定とし、審議を行いました。</p> <p>本施設の開設の経緯やこれまでの施設設備の維持管理の実績、そして蓄積されたノウハウがあり、施設の効率的運営により、今後も安定的な管理運営が期待されることから、引き続き施設の管理を行わせることが適当であるという審査結果を得て、指定管理者の候補者として選定させていただきました。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>	
	議長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>	
	"	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>	
	"	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>	
	"	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>	
	"	<p>これから議案第7号 土壤改良資材製造施設の指定管理者の指定についてを採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>	
	"	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第7号 土壤改良資材製造施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。</p>	
日程16	"	<p>日程 16</p> <p>議案第8号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第9号)を議題と</p>	

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>します。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p> <p>副 村 長 (長船敏行)</p> <p>議案第 8 号 令和 7 年度真狩村一般会計補正予算(第 9 号) 令和 7 年度真狩村一般会計補正予算(第 9 号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,282 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 2,625 万 4 千円とする。</p> <p>第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。</p> <p>令和 7 年 12 月 11 日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、歳出より説明しますので、12 ページをお開きください。</p> <p>1 款、1 項、1 目、1 節 報酬、議員報酬 12 万円の減額です。議長の報酬については、条例において、本年 4 月から月額 27 万円と定めておりますが、附則で報酬額の特例として、当分の間 26 万円とすることを定めたことから、差額分を減額するものです。</p> <p>3 節 職員手当等、議員期末手当 3 万 3 千円の追加です。人事院勧告に準じて行った期末手当の改定によるものです。</p> <p>8 節 旅費、研修旅費 60 万円の減額です。道外行政視察等の執行残となります。</p> <p>2 款、1 項、1 目、1 節 報酬、総務係臨時職員報酬 18 万 7 千円の追加です。村長車の運転業務において、会議や行事などにより休日等の勤務時間が増えており、時間外報酬を追加するものです。</p> <p>4 節 共済費 81 万円の減額です。雇用保険料及び労災保険料については、保険料率が想定より下回ったことから減額するものです。</p> <p>8 節 旅費、普通旅費 91 万 5 千円の追加です。本年度から北海道経済産業局に職員を派遣しておりますが、旅費については、村の負担となっており、その増額分及び観音寺市合併 20 周年記念式が 1 月に開催され、案内がありましたので、それらの旅費を追加するものです。</p> <p>9 節 交際費、村長交際費 15 万円の追加です。例年より葬儀の際の供</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>花料等が増加したことなどにより予算残額がわずかとなっており、観音寺市の記念式出席の際の交際費など今後の不足分を追加するものです。</p> <p>3目、13ページの22節 償還金、利子及び割引料、土地売買代金返還金387万1千円の追加です。光団地の1区画について、所有者より売戻しの申出がありましたので、契約に基づき売買代金の9割で買戻しを行うため、追加するものです。</p> <p>5目、10節 需用費55万円の追加です。内訳として、電気料33万6千円の追加です。防犯灯の電気料の値上がりにより追加するものです。なお、他の科目においても施設の電気料の追加補正がありますが、同じ理由となりますので、以後説明は省かせていただきます。防犯灯修繕21万4千円の追加です。修繕費の値上がりにより追加するものです。</p> <p>7目、11節 役務費、光ファイバーケーブル移設手数料480万円の追加です。NTT柱や北電柱を利用して添架しており、電柱の移設に伴う追加となります。</p> <p>18節 負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金378万4千円の追加です。自治体情報システムの標準化に伴う改修費用の追加分及び戸籍附票システムの改修が来年度に変更されたことによる減額分により、総じて負担金を追加するものです。また、財源更正がありまして、財源として充当しているデジタル基盤改革支援補助金に追加交付がありましたので、今回の追加分と合わせて国道支出金を634万5千円増額、その分の減額分と今回の追加分を合わせ一般財源を増額するものです。</p> <p>2項、1目、22節 償還金、利子及び割引料、村税還付金10万円の追加です。過年度分の所得税の確定申告や更正請求に伴う還付金に不足が生じるため追加するものです。</p> <p>3款、14ページの1項、1目、12節 委託料、保健福祉センター指定管理料43万2千円の追加です。給湯設備の故障により修繕費が増額となるため追加するものです。</p> <p>19節 扶助費、福祉灯油等助成金150万円の追加です。灯油価格等の上昇に対し、生活に影響が大きい高齢者世帯等に冬季暖房費用の一部を助成するもので、助成額は1世帯当たり上限1万円で150世帯を見込み予算措置しております。</p> <p>27節 繰出金、44万3千円の追加です。国民健康保険事業特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため追加するものです。</p> <p>2目、18節 負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金49万8千円の追加です。本年度の税制改正に伴う国民年金事務</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>システム及び年金生活者支援給付判定システムの改修費用を負担するものです。</p> <p>4目、18節 負担金、補助及び交付金 68万4千円の減額です。記載の三つの負担金について、本年度の利用実績や経費等の見込みにより減額及び追加となります。</p> <p>15ページの19節 扶助費、補装具給付費 6万円の追加です。障害者への補装具の実績見込みにより追加するものです。</p> <p>6目、22節 償還金、利子及び割引料、国庫負担金返還金 12万3千円の追加です。前年度の養育医療費国庫負担金の額の確定により返還するものです。</p> <p>7目、18節 負担金、補助及び交付金、北海道後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金 583万円の減額です。前年度の負担金の額の確定により減額するものです。</p> <p>27節 繰出金 127万3千円の減額です。後期高齢者医療特別会計の補正に係る歳入歳出予算調整のため減額するものです。</p> <p>2項、1目、7節 報償費、出産祝品 12万2千円の追加です。出生者が予定より増加したためでございます。</p> <p>2目、保育所の会計年度任用職員について、1節 報酬 138万6千円の減額、16ページの3節 職員手当等 23万1千円の減額、4節 共済費 48万円の減額、18節 負担金、補助及び交付金 1千円の減額については、保育士1名が退職したことなどによる執行残により減額するものです。</p> <p>10節 需用費 44万2千円の追加です。内訳として、消耗品費 9万円の追加、灯油 15万2千円の追加、賄材料費 20万円の追加です。これらについては、価格の値上がりにより追加するものです。なお、他の科目においても施設の燃料費や給食の賄材料費の追加補正がありますが、同じ理由となりますので、以後説明は省かせていただきます。</p> <p>11節 役務費 4万6千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>5目、子育て支援センターの会計年度任用職員について、1節 報酬 96万1千円の減額、17ページの3節 職員手当等 24万6千円の減額、4節 共済費 32万9千円の減額、8節 旅費 14万9千円の減額、18節 負担金、補助及び交付金 1千円の減額については、1名採用を予定し公募しましたが、応募がなく、代替職員での対応となつたため減額するものです。</p> <p>10節 需用費、子育て支援センターの灯油 4万5千円の追加です。</p> <p>4款、1項、4目、12節 委託料 129万2千円の追加です。18ページに記載の三つの委託について、いずれも妊産婦等の増により受診者が予</p>

議事の経過			
日程	発言者	発言	
		<p>定より増加したため追加するものです。</p> <p>18節 負担金、補助及び交付金、妊婦のための支援給付金 30万円の追加です。これも妊産婦が増えたため追加するものです。</p> <p>6款、1項、5目、18節 負担金、補助及び交付金、経営継承・発展等支援事業補助金 200万円の減額です。2件の申請を見込んでおりましたが、1件の不採択と1件の未申請により皆減するものです。</p> <p>8目、建設課の耕地係の会計年度任用職員について、1節 報酬 171万3千円の減額、3節 職員手当等 25万円の減額、4節 共済費 47万9千円の減額、19ページの18節 負担金、補助及び交付金 2千円の減額については、1名採用を予定し公募しましたが、応募がなく、職員の兼務により対応したため減額するものです。</p> <p>2項、1目、18節 負担金、補助及び交付金 81万円の減額です。内訳として、真狩村鳥獣被害対策協議会負担金 41万7千円の追加です。有害鳥獣の捕獲数の増加により追加するものです。鳥獣被害防止対策支援事業補助金 122万7千円の減額です。事業費の確定により減額となります。</p> <p>7款、1項、4目、羊蹄山自然公園の会計年度任用職員について、1節 報酬 154万7千円の減額、20ページの4節 共済費 26万7千円の減額、8節 旅費 7万2千円の減額については、作業員1名が退職したことなどによる執行残により減額するものです。</p> <p>8款、2項、2目、12節 委託料、村道河川等維持補修委託料 120万円の追加です。11月の大雨により村道の複数個所の側溝に土砂が流入し清掃が必要なため、追加するものです。</p> <p>14節 工事請負費 13万6千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>9款、1項、1目、18節 負担金、補助及び交付金、羊蹄山ろく消防組合負担金 81万8千円の追加です。人事院勧告に準じて行った給与改定などにより追加となります。</p> <p>21ページの10款、1項、2目、11節 役務費、教職員健康診断検査料 18万4千円の減額です。18節 負担金、補助及び交付金、教職員総合身体検査負担金 2万4千円の追加です。これらの増減については、例年より一般健診が減って総合健診を受ける教職員が増えたためです。</p> <p>17節 備品購入費 74万2千円の減額です。執行残により減額となります。</p> <p>3目、8節 旅費、普通旅費 1万円の追加です。中学校の部活の全道大会出場等により送迎件数が増えており、今後の不足分を追加するものです。</p>	

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>2 項、1 目、10 節 需用費、小学校の電気料 9 万 9 千円の追加です。</p> <p>4 項、22 ページの 1 目、10 節 需用費 75 万 3 千円の追加です。高校の軽油 17 万 1 千円と灯油 58 万 2 千円の追加です。</p> <p>18 節 負担金、補助及び交付金、管内生徒通学費補助事業費補助金 50 万 4 千円の追加です。例年よりバス通学する入学生が多く、不足分を追加するものです。</p> <p>4 目、10 節 需用費 155 万 1 千円の追加です。内訳として、寄宿舎の軽油 21 万 4 千円、重油 62 万 3 千円、灯油 45 万 9 千円、電気料 14 万 5 千円の追加です。また、施設等維持修繕 11 万円の追加については、暖房ボイラーの部品が劣化し、交換が必要なため追加するものです。</p> <p>5 項、23 ページの 3 目、1 節 報酬、公民館臨時管理人報酬 22 万 5 千円の減額です。個人的なケガにより休暇を取得したため、その間の報酬を減額するものです。</p> <p>10 節 需用費 41 万 3 千円の追加です。内訳として、公民館の電気料 39 万 9 千円の追加です。ガス代 1 万 4 千円の追加については、こども食堂などにより使用頻度が増加したためでございます。</p> <p>6 項、1 目、10 節 需用費 134 万 8 千円の追加です。内訳として、給食センターの電気料 18 万 8 千円の追加、賄材料費 116 万円の追加です。</p> <p>2 目、10 節 需用費、消耗品費 5 万 5 千円の追加です。バレーボールスポーツ少年団が来年 2 月に開催される全国大会に出場するため、応援用の懸垂幕を作成するものです。</p> <p>18 節 負担金、補助及び交付金、全道大会等出場補助金 138 万円の追加です。バレーボールスポーツ少年団や中学校のバレーボール部、バトミントン部、スキー種目に参加する生徒が全道大会等への出場が予定されており、その出場経費を補助するため追加するものです。</p> <p>12 款、24 ページの 1 項、1 目、2 節 給料 658 万 2 千円の追加です。内訳として一般職 604 万 7 千円の追加、再任用職員 53 万 5 千円の追加です。</p> <p>3 節 職員手当等 908 万 8 千円の追加のうち、一般職の期末手当 22 万 9 千円の追加、管理職手当 47 万円の追加、通勤手当 24 万 8 千円の追加、再任用職員の期末手当 7 万円の追加、勤勉手当 10 万 3 千円の追加、25 ページの会計年度任用職員の通勤手当 8 万 4 千円の追加については、人事院勧告に準じて行った給与改定等によるものです。</p> <p>24 ページの特別職の寒冷地手当 6 万 6 千円の追加です。世帯区分の変更により追加するものです。一般職の住居手当 2 万 5 千円の追加、児童手当 32 万円の追加については、支給対象者の増加によるものです。</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>退職手当組合納付金 680 万 9 千円の追加及び、25 ページの会計年度任用職員の退職手当組合納付金 66 万 4 千円の追加については、主に負担率が想定より上回ったためでございます。</p> <p>4 節 共済費、社会保険料 92 万 3 千円の追加です。本年度採用した会計年度任用職員の増により追加するものです。</p> <p>また、財源更正がありまして、先ほど民生費の子育て支援対策費の中で会計年度任用職員の報酬を減額しておりますが、それに充当していた子ども・子育て支援交付金 109 万 4 千円が減額となります。その減額分を職員給与費に充当するため、国道支出金を 109 万 4 千円増額、その分の減額分と今回の追加分を合わせ一般財源を増額するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額 30 億 343 万 3 千円、補正額 2,282 万 1 千円の追加、補正後の額 30 億 2,625 万 4 千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、8 ページを御覧ください。</p> <p>10 款、1 項、1 目、1 節 地方交付税、普通交付税 143 万 9 千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。</p> <p>13 款、1 項、1 目、1 節 商工使用料、羊蹄レクリエーション施設使用料 380 万 4 千円の減額です。使用料の確定により減額となります。</p> <p>2 項、3 目、1 節 保健手数料、産後ケア事業手数料 2 万 2 千円の追加です。出生数の増により利用者が増加したため追加するものです。</p> <p>14 款、2 項、1 目、3 節 デジタル基盤改革支援補助金 634 万 5 千円の追加です。歳出で説明したとおり、自治体情報システムの標準化に伴う改修費用の追加分及び戸籍附票システムの改修が来年度に変更されたことによる減額分により、総じて補助金が追加となります。</p> <p>2 目、9 ページの 2 節 児童福祉費補助金、子ども・子育て支援交付金 24 万 8 千円の追加です。歳出で説明した産後ケア訪問事業委託に対する国の補助金となります。</p> <p>3 目、2 節 母子保健衛生費補助金 40 万 8 千円の追加です。内訳として妊娠出産包括支援事業補助金 10 万 8 千円の追加、妊婦のための支援給付金 30 万円の追加です。歳出で説明したとおり妊産婦に対する健診や支援給付金に対する国の補助金となります。</p> <p>4 目、1 節 農業費補助金、経営継承・発展等支援事業補助金 100 万円の減額です。歳出で説明したとおり不採択等により減額するものです。</p> <p>3 項、2 目、1 節 国民年金費事務委託金 49 万 7 千円の追加です。内訳として、国民年金事務費等交付金 35 万 4 千円の追加、年金生活支援給付金支援業務交付金 14 万 3 千円の追加です。歳出で説明した本年度の税制改正に伴う国民年金事務システム及び年金生活者支援給付判定システ</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>ムの改修費用に対する国の委託金となります。</p> <p>15 款、1 項、1 目、2 節 障害者福祉費負担金、障害者自立支援給付費等過年度負担金 1 万 9 千円の追加です。前年度の額の確定により道費負担金の追加分となります。</p> <p>4 節 保険基盤安定負担金 24 万 7 千円の減額です。10 ページにかけての記載の四つの負担金について、額の確定により追加及び減額となります。</p> <p>2 項、1 目、4 節 地域づくり総合交付金 50 万円の追加です。福祉灯油等助成金に対する北海道の補助金となります。</p> <p>2 目、4 節 児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金 12 万 4 千円の追加です。歳出で説明した産後ケア訪問事業委託に対する道の補助金となります。</p> <p>16 款、2 項、1 目、1 節 土地売払収入、住宅分譲地売払 430 万円の追加です。歳出で説明した光団地の土地について、買戻し後、公募により売却するため売払代金を追加するものです。</p> <p>19 款、1 項、1 目、1 節 前年度繰越金 1,446 万 9 千円の追加です。歳入歳出予算の調整のため追加するものです。今回の補正により、留保財源全額を予算措置いたしました。</p> <p>20 款、11 ページの 5 項、1 目、11 節 雑入、自然公園まき代 19 万 9 千円の減額です。売上代金の確定により減額となります。</p> <p>21 款、1 項 村債、5 目、2 節 河川整備事業債、河川浚渫事業債 30 万円の減額です。事業費の確定により減額するものです。</p> <p>歳入合計、補正前の額 30 億 343 万 3 千円、補正額 2,282 万 1 千円の追加、補正後の額 30 億 2,625 万 4 千円となるものです。</p> <p>次に 5 ページを御覧ください。</p> <p>第 2 表 地方債補正について、河川浚渫事業債につきましては、ただいま説明した、補正後の額に限度額を変更するものです。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がなく、記載のとおりとなっております。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。（なし）</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
	議長 (佐伯秀範)	
	"	

議事の経過			
日程	発言者	発言	
日程 17	議長 (佐伯秀範)	これで質疑を終わります。	
		これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)	
		討論なしと認めます。 これで討論を終わります。	
		これから議案第8号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第9号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)	
		異議なしと認めます。 議案第8号 令和7年度 真狩村一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決されました。	
	日程 17	議案第9号 令和7年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。	
		提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君	
	副村長 (長船敏行)	議案第9号 令和7年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 令和7年度真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ673万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,497万4千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和7年12月11日提出 真狩村長 岩原清一	

議事の経過		
日程	発言者	発言
	議長 (佐伯秀範)	<p>それでは、歳出より説明しますので、8ページを御覧ください。</p> <p>1款、1項、1目、18節 負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金 34万1千円の追加です。令和8年度より子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い「国民健康保険税の収納システム」の改修費を負担するため追加するものです。全額国の補助金で賄われます。</p> <p>2目 後志広域連合負担金は、財源更正となります。本年度の後志広域連合の負担金の額の確定により保険基金安定繰入金が増額となり、歳入歳出予算の調整のため、医療給付費分現年課税分がその分減額となりますので、その他財源を44万3千円減額、その分一般財源を増額するものです。</p> <p>4款、1項、1目、24節 積立金、基金積立金 639万4千円の追加です。歳入の後志広域連合からの前年度の国保分賦金の還付金を積立するものです。</p> <p>歳出合計、補正前の額1億2,823万9千円、補正額673万5千円の追加、補正後の額1億3,497万4千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>1款、1項、1目、1節 医療給付費分現年課税分 44万3千円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額するものです。</p> <p>3款、1項、1目、2節 保険基盤安定繰入金 44万3千円の追加です。記載の三つの繰入金について、本年度の負担金の額の確定により追加及び減額となります。</p> <p>5款、2項、1目、1節 広域連合支出金、後志広域連合支出金 639万4千円の追加です。前年度の国保分賦金還付金の額の確定によるものです。</p> <p>6款、1項、7ページの1目、1節 児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金 34万1千円の追加です。歳出で説明した「国民健康保険税の収納システム」の改修費に対する国の補助金となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額1億2,823万9千円、補正額673万5千円の追加、補正後の額1億3,497万4千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。（なし）</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
日程 18	議長 (佐伯秀範)	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。 討論はありませんか。(なし)
		討論なしと認めます。 これで討論を終わります。
		これから議案第9号 令和7年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
		異議なしと認めます。 議案第9号 令和7年度 真狩村国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。
	副村長 (長船敏行)	日程 18 議案第10号 令和7年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。 提案理由の説明を求めます。 副村長 長船君
		議案第10号 令和7年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) 令和7年度真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,299万6千円とする。 第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。 令和7年12月11日提出 真狩村長 岩原清一

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>それでは、歳出より説明しますので、7ページをお開きください。</p> <p>1款、1項、1目、18節 負担金、補助及び交付金、北海道自治体情報システム協議会負担金 33万円の追加です。令和8年度より子ども・子育て支援金制度が創設されることに伴い「後期高齢者医療保険料の後期高齢者システム」の改修費を負担するため追加するものです。全額国の補助金で賄われます。</p> <p>2款、1項、1目、18節 負担金、補助及び交付金 199万6千円の追加です。記載の三つの負担金について、本年度の負担金の額の確定により追加及び減額となります。</p> <p>歳出合計、補正前の額 4,067万円、補正額 232万6千円の追加、補正後の額 4,299万6千円となるものです。</p> <p>次に歳入を説明しますので、6ページを御覧ください。</p> <p>1款、1項、1目、1節 現年度分特別徴収保険料 151万9千円の追加です。2節 現年度分普通徴収保険料 175万円の追加です。本年度の徴収保険料の額の確定により追加するものです。</p> <p>3款、1項、1目、1節 事務費繰入金 50万5千円の減額です。</p> <p>2節 保険基盤安定繰入金 76万8千円の減額です。歳入歳出予算の調整のため減額するものです。</p> <p>6款、1項、1目、1節 児童福祉費補助金、子ども・子育て支援事業費補助金 33万円の追加です。歳出で説明した「後期高齢者医療保険料の後期高齢者システム」の改修費に対する国の補助金となります。</p> <p>歳入合計、補正前の額 4,067万円、補正額 232万6千円の追加、補正後の額 4,299万6千円となるものです。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	議長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	討論なしと認めます。

議事の経過		
日程	発言者	発言
	議長 (佐伯秀範)	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第10号 令和7年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	"	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第10号 令和7年度 真狩村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。</p>
日程19	"	<p>日程 19</p> <p>議案第11号 令和7年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第3号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副村長 (長船敏行)	<p>議案第11号 令和7年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第3号)</p> <p>第1条 令和7年度真狩村簡易水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条 令和7年度真狩村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>支出 第1款 簡易水道事業費用 補正予定額を77万2千円追加し、補正後の予算額を1億1,439万1千円とするものです。</p> <p>第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。</p> <p>(1)職員給与費 補正予定額を77万2千円追加し、補正後の予算額を1,515万1千円とするものです。</p> <p>令和7年12月11日提出</p> <p>真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、補正の内容について、第2条の収益的収入及び支出の支出より説明しますので、5ページの補正予算明細書をお開きください。</p> <p>1款、1項、3目、1節 紙料、一般職25万7千円の追加です。2節手当45万円の追加のうち、期末手当7万3千円の追加、勤勉手当6万3千円の追加、通勤手当10万6千円のうちの一部の追加、3節 賞与引当</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>金繰入額 6万5千円の追加については、人事院勧告に準じて行った給与改定等によるものです。</p> <p>扶養手当 6万9千円の追加、住居手当 13万3千円の減額、通勤手当 10万6千円のうちの主な部分の追加、児童手当 9万円の追加については、支給対象者の増減によるものです。</p> <p>退職手当組合納付金 18万2千円の追加については、主に負担率が想定より上回ったためでございます。</p> <p>これにより、1項 営業費用の補正後の額は 1億890万4千円となります。</p> <p>また、財源については、当年度純利益より充当するため、収入の補正はありません。</p> <p>次に、3ページの予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。</p> <p>ただいま説明した支出の1款 簡易水道事業費用の補正額 77万2千円の財源を(1)業務活動によるキャッシュ・フローの一番上の当年度純利益から充当することから、この金額は 77万2千円減額の 376万9千円となります。また、賞与引当金・法定福利費引当金の増減額は 6万5千円増額の△の 5万1千円となります。これにより関連する項目の金額も変更となります。一番下の資金期末残額は、70万7千円減額の 1,294万5千円となります。</p> <p>また、4ページの予定貸借対照表の2 流動資産(1)現金預金が 70万7千円減額の 1,294万5千円となります。これにより関連する項目の金額も変更となります。資産合計及び一番下の負債・資本合計は、それぞれ 70万7千円減額の 17億173万1千円となります。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	議長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	〃	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	〃	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	〃	討論なしと認めます。

議事の経過		
日程	発言者	発言
	議長 (佐伯秀範)	<p>これで討論を終わります。</p> <p>これから議案第11号 令和7年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第3号)を採決します。</p> <p>お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	〃	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第11号 令和7年度 真狩村簡易水道事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。</p>
日程20	〃	<p>日程 20</p> <p>議案第12号 令和7年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第2号)を議題とします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>副村長 長船君</p>
	副村長 (長船敏行)	<p>議案第12号 令和7年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第2号)</p> <p>第1条 令和7年度真狩村公共下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。</p> <p>第2条 令和7年度真狩村公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。</p> <p>支出 第1款 公共下水道事業費用 補正予定額を54万7千円追加し、補正後の予算額を1億3,971万1千円とするものです。</p> <p>第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。</p> <p>(1)職員給与費 補正予定額を54万7千円追加し、補正後の予算額を553万4千円とするものです。</p> <p>令和7年12月11日提出 真狩村長 岩原清一</p> <p>それでは、補正の内容について、第2条の収益的収入及び支出の支出より説明しますので、5ページの補正予算明細書をお開きください。</p> <p>1款、1項、3目、1節 給料、一般職31万1千円の追加です。2節手当18万7千円の追加のうち、期末手当4万1千円の追加、勤勉手当4</p>

議事の経過		
日程	発言者	発言
		<p>万2千円の追加、住居手当6千円の減額、3節 賞与引当金繰入額4万9千円の追加については、人事異動による職員の入れ替わり及び人事院勧告に準じて行った給与改定等によるものです。</p> <p>退職手当組合納付金11万円の追加については、主に負担率が想定より上回ったためです。これにより1項 営業費用の補正後の額は1億3,635万円となります。</p> <p>また、財源については、当年度純利益より充当するため、収入の補正はありません。</p> <p>次に、3ページの予定キャッシュフロー計算書を御覧ください。</p> <p>ただいま説明した支出の1款 公共下水道事業費用の補正額54万7千円の財源を(1)業務活動によるキャッシュ・フローの一番上の当年度純利益から充当することから、この金額は54万7千円減額の1,963万1千円となります。また、賞与引当金・法定福利費引当金の増減額は4万9千円増額の△の2万6千円となります。これにより関連する項目の金額も変更となります。一番下の資金期末残額は、49万8千円減額の1,226万7千円となります。</p> <p>また、4ページの予定貸借対照表の2流動資産(1)現金預金が49万8千円減額の1,226万7千円となります。これにより関連する項目の金額も変更となります。資産合計及び一番下の負債・資本合計は、それぞれ49万8千円減額の15億8,780万5千円となります。</p> <p>以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
	議長 (佐伯秀範)	<p>ただいま提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。(なし)</p>
	"	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p>
	"	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。(なし)</p>
	"	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これで討論を終わります。</p>
	"	これから議案第12号 令和7年度 真狩村公共下水道事業会計補正

議事の経過		
日程	発言者	発言
	議長 (佐伯秀範)	予算(第2号)を採決します。 お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 (異議なし)
日程 21	"	異議なしと認めます。 議案第12号 令和7年度 真狩村公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。
	"	日程 21 閉会中の所管事務調査の申出について、総務産業常任委員長及び議会運営委員長から申出があります。 これを申出のとおり認めたいと思いますが、御異議ありませんか。 (異議なし)
	"	異議なしと認め、申出のとおり承認することに決定しました。
	"	お諮りします。 本定例会の会議に付された事件は、全て終了しました。 したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。 御異議ありませんか。 (異議なし)
	"	異議なしと認めます。 したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。
14:34 閉会	"	これで本日の会議を閉じます。 令和7年第4回真狩村議会定例会を閉会します。 御苦労様でした。

議　事　の　経　過			
日　程	発　言　者	発　　言	
		<p>会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、 ここに署名する。</p>	
		<p>議　長　　佐　伯　秀　範 (原本自署)</p> <hr/>	
		<p>議　員　　佐々木　義　光 (原本自署)</p> <hr/>	
		<p>議　員　　大　平　慎一郎 (原本自署)</p> <hr/>	